

公 表

議会の審議における条例制定請求代表者の意見陳述の機会について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により次のとおり公表します。

平成22年11月10日

八千代市議会議長 西村 幸吉

1 案件

議案第9号 「新川周辺地区都市再生整備計画」の事業別賛否を問う八千代市住民投票条例の制定について

2 意見陳述の日時

平成22年11月18日（木） 午前10時

3 意見陳述の場所

八千代市役所4階第2委員会室（総務常任委員会）

4 意見陳述することができる者の数

条例制定請求代表者のうち1人

※ 委員会は傍聴することができます。

- 受付は当日9時30分から市役所4階議会事務局で受け付けます。
- 一般傍聴者7人まで（9時30分の時点で傍聴希望者が7人を超えている場合は抽選となります）